

# 高齢者 運転免許

シルバー・サポーター制度

# 自主返納者支援事業



## 協賛事業所として参加しませんか？

運転免許自主返納者支援がある生活とは？

1

車がないと病院や買物、理容室に行くのが大変だなあ。

運転免許を返納したけど、何か特典ないかなあ。

2

こんなに支援してくれる事業所があるのか！

店名	住所	電話番号	特典
ABC	埼玉県A市B区C丁目	000-0000	運賃10%割引
DEF	埼玉県D市E区F丁目	000-0000	運賃10%割引
GHI	埼玉県G市H区I丁目	000-0000	運賃10%割引
JKL	埼玉県J市K区L丁目	000-0000	運賃10%割引
MNO	埼玉県M市N区O丁目	000-0000	運賃10%割引
PQR	埼玉県P市Q区R丁目	000-0000	運賃10%割引
STU	埼玉県S市T区U丁目	000-0000	運賃10%割引
VWX	埼玉県V市W区X丁目	000-0000	運賃10%割引
YZA	埼玉県Y市Z区A丁目	000-0000	運賃10%割引

3

利用してみるか！

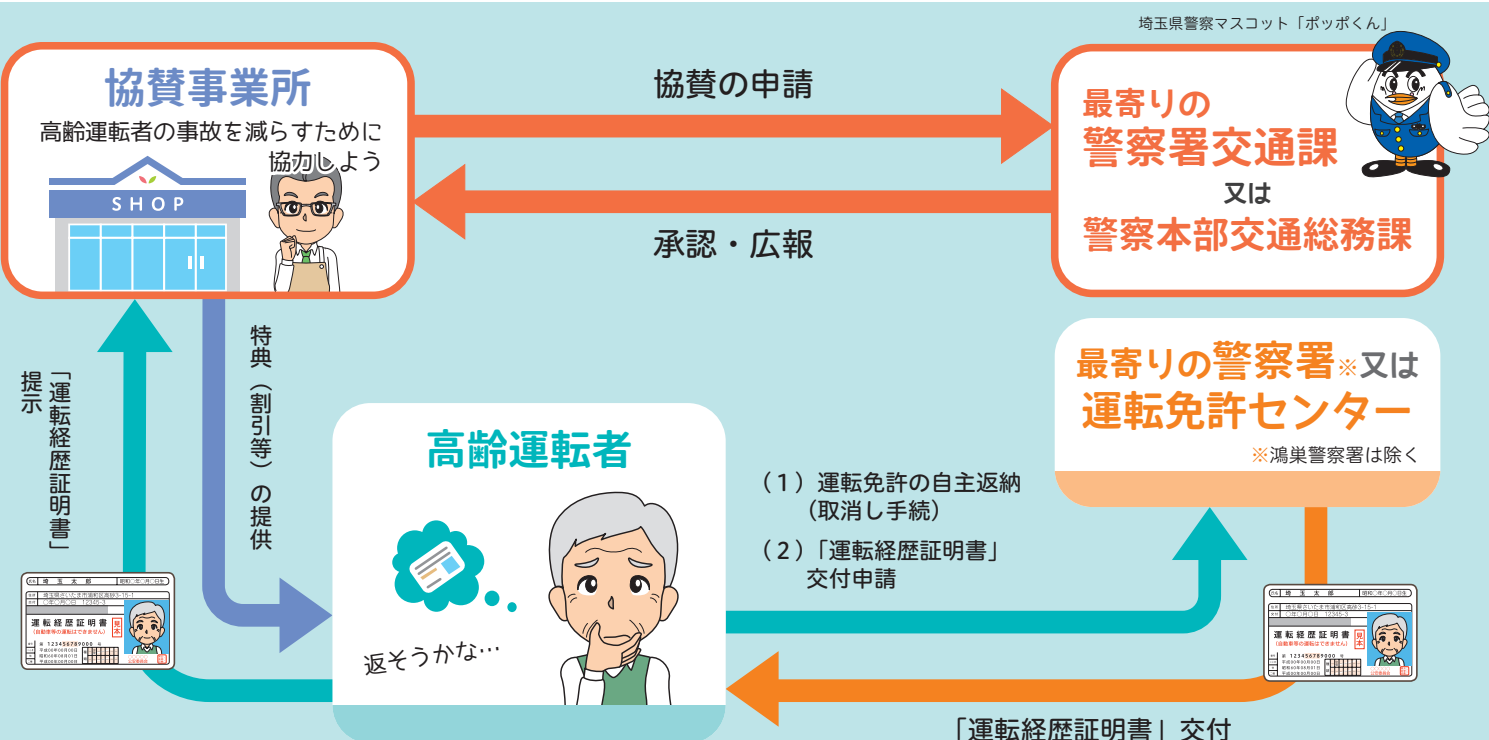
提示

割引

一品サービスなど

## シルバー・サポーター制度（運転免許自主返納者支援事業）とは？

高齢者の方へ運転免許を自主返納しやすい環境づくりのため、協賛事業所の協力により、日常生活における支援（タクシー運賃や物品代金割引等の特典）を提供する制度です。





# 協賛事業所 申込方法



「シルバー・サポーター制度」は協賛する事業所等のご厚意によって成り立っています。ご協力いただける場合は、まず最寄りの警察署交通課又は警察本部交通総務課まで、ご連絡ください。

支援内容(特典)は **事業所側が任意に設定**、協賛企業の **業種は問いません**。

1

最寄りの警察署交通課又は警察本部交通総務課高齢者対策係 (048-832-0110) までご連絡ください。

2

申請書を作成し提出 (申請書は県警察ホームページまで)  
※シルバー・サポーター制度協賛事業所参加に関する確認書に同意のうえ、提出していただきます。



3

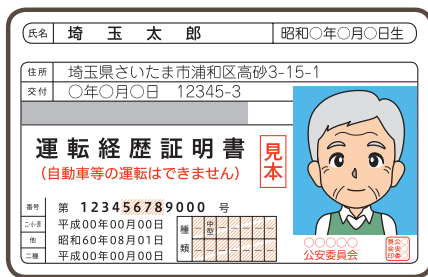
協賛開始日や支援内容等に関する打ち合わせ

4

審査後、協賛事業所掲示用ポスター・ステッカー及び運転免許自主返納ロゴマークステッカー(下図) 交付

5

手続き完了 ※運転経歴証明書(下図)を提示いただいた65歳以上の高齢者の方に特典等を提供していただきます。



協賛事業所ポスター・ステッカー 運転免許自主返納ロゴマーク

運転経歴証明書

### 【諸注意】

- ①以下のいずれかに該当する場合は、本事業の参加をお断りする場合があります。
  - ・支援内容が、本制度の趣旨にそぐわないと認められる場合
  - ・暴力団関連企業である場合
  - ・その他、協賛事業所として適当でないと認められる場合
- ②手続き完了後、協賛事業所名や支援内容を県警察ホームページへ掲載するまで日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

交通総務課公式 **Twitter**  
交通事故防止・交通イベントなどの情報を配信中!

